

滋財第 2026号  
滋モノ振第 53号  
平成31年(2019年)3月1日

各 部 (局) 長  
教 育 本 部 長  
警 察 本 部 長  
各 委 員 会 長  
議 会 事 務 局 長  
企 業 事 務 局 長  
病 院 事 務 局 長

総 務 部 長  
商 工 観 光 労 働 部 長  
(公 印 省 略)

#### 県有施設における法令遵守の徹底について（通知）

県が管理し、もしくは管理させている施設においては、法令に基づく点検や維持管理はもとより、法令において利用に係る有効期間等の定めがあるものについても、適宜適切に交換しなければなりません。

今般、県の施設に入居している者等から水道や電気、ガス等の使用量を把握し、料金徴収を行うために設置されているメーター類（以下「子メーター」という。）について、計量法に定める有効期間を過ぎたものを使用している施設が判明したところです。

については、法令遵守の観点から、有効期間を超過している子メーターについては、交換や使用停止などの是正措置を速やかに講じていただくよう、通知します。

あわせて、今後の子メーターの管理、運用について遺漏が生じないよう、必要な対応をお願いします。

#### 【子メーター設置状況調査に関すること】

財政課 公有財産係 永田・辻岡

Tel：077-528-3191

#### 【計量法の解釈・運用に関すること】

計量検定所 青木・武田

Tel：077-563-3145

#### 【施設の点検等に関すること】

行政経営企画室 恩地

Tel：077-528-3290

## 計量法（平成四年法律第五一号）から抜粋

（定義等）

## 第二条（略）

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3（略）

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

（以下省略）

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3（略）

## 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）から抜粋

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 タクシーメーター

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

（１） 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（（２）又は（３）に掲げるものを除く。）

（２） 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

（３） 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）

ロ 自動はかり

ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅

ニ 定量おもり及び定量増おもり（以下単に「おもり」という。）

三 温度計のうち、次に掲げるもの

イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの

（１） 計ることができる温度が零下三十度以上三百六十度以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く。）

（２） ガラス製体温計

ロ 抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。以下同じ。）

四 皮革面積計

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

（１） 水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの

（２） 温水メーターのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの

（３） 燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油（以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの（五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）

（４） 液化石油ガスメーターのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの

（５） ガスメーターのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）

（６） 排ガス積算体積計

（７） 排水積算体積計

ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの

六 流速計のうち、次に掲げるもの

イ 排ガス流速計

ロ 排水流速計

七 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの（略）

- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの（略）
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの
  - イ 排ガス流量計
  - ロ 排水流量計
- 十 積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計
- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの
  - イ～リ（略）
  - ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
  - ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
  - ヲ（略）
- 十八 浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの（略）

（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

**第十八条** 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

**別表第三（第十二条、第十八条関係）**

特定計量器	有効期間
一 質量計	
イ 自動はかり（ロに掲げるものを除く。）	二年
ロ 法第二百二十七条第一項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	六年
二 積算体積計	
イ 水道メーター	八年
ロ 温水メーター	八年
ハ 燃料油メーター（第四十条第三号に掲げるものを除く。）	
（１）自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの	七年
（２）（１）に掲げるもの以外のもの	五年
ニ 液化石油ガスメーター	四年
ホ ガスメーター	

(1) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール未満であって、使用最大流量が十六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	十年
(2) 計ることができるガスの総発熱量が一立方メートルにつき九十メガジュール以上であって、使用最大流量が六立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	十年
(3) (1) 又は (2) に掲げるもの以外のもの	七年
三 積算熱量計	八年
四 最大需要電力計	
イ 電子式のもの	七年
ロ イに掲げるもの以外のもの	五年
五 電力量計	
イ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計(変成器とともに使用されるもの及びロ(2)に掲げるものを除く。)	十年
ロ 定格電圧が三百ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの	七年
(1) 定格一次電流が百二十アンペア以下の変流器とともに使用されるもの(定格一次電圧が三百ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。)	
(2) 定格電流が二十アンペア又は六十アンペアのもの(電子式のものを除く。)	
(3) 電子式のもの(イ及び(1)に掲げるものを除く。)	
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	五年
六 無効電力量計	
イ 電子式のもの	七年
ロ イに掲げるもの以外のもの	五年
七 照度計	二年
八 騒音計	五年
九 振動レベル計	六年
十 濃度計	
イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	二年
ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	六年
ハ イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの	八年